

インフルエンザおよび感染性胃腸炎について

保健厚生部

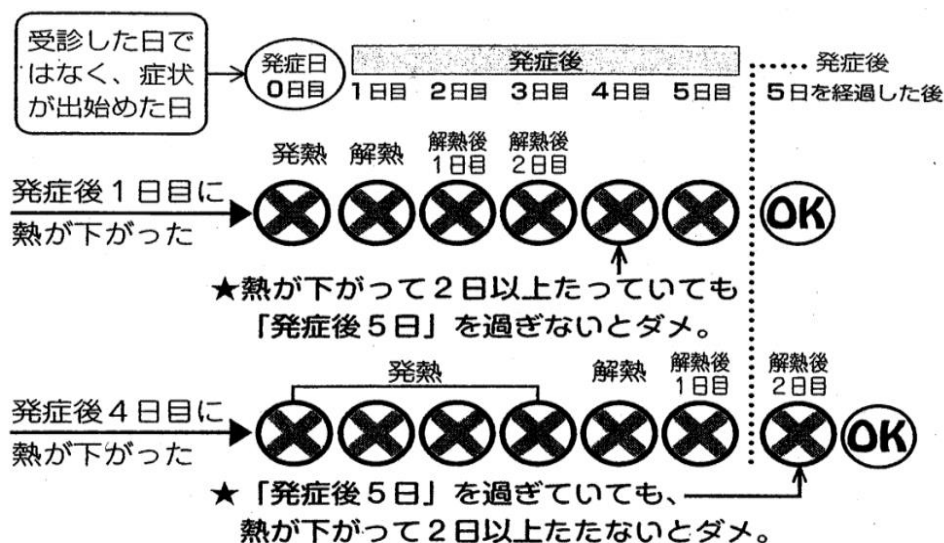
本校では、毎年特に感染者の多く出るインフルエンザと感染性胃腸炎について、校内での感染症拡大を防ぐため、以下のように対応しておりますことを御承知おきください。

また、ご家庭でもより一層の健康管理の徹底に御協力いただきますようお願いいたします。

1. 出席停止の扱いについて

インフルエンザ

発症した後5日、かつ解熱した後2日を経過するまで



感染性胃腸炎

医師の指示によるが、全身の状態がよければ登校は可能

- いずれの感染症においても、上記基準を参考に、医師の指示に従っていただきますようお願いいたします。

2. 登校許可書について

- 本校HP（各種ダウンロードのページ）より印刷が可能です。
- 診断書は文書料が高額のため、お勧めいたしません。
- 学校へ復帰と同時に持参・提出が必要となります。（担任へ御提出ください）
- インフルエンザにおいて医療機関で登校許可書の発行を断られた場合には、保護者様が「療養報告書」を記入いただくことで、登校許可書の代わりとします。医療機関や調剤薬局の領収書（診療明細や調剤明細が記載されたもの）のコピーの添付が必要となりますので、出席停止の手続きが完了するまで、領収書等は御家庭にて大切に保管ください。